

大分大学大学院工学研究科博士後期課程研究指導委員会規程

平成16年4月1日制定

平成16年工学部規程第19号

(設置)

第1条 大分大学大学院工学研究科に、大分大学大学院工学研究科博士後期課程（以下「博士後期課程」という。）に係る事項を審議するため、大分大学大学院工学研究科博士後期課程研究指導委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(審議事項等)

第2条 委員会は、博士後期課程に係る次の各号に掲げる事項について、審議する。

- (1) 学位授与に関する事項（学位授与の可否に関する事項を除く）
- (2) 研究支援に関する事項
- (3) 入学者選抜に関する事項
- (4) 教育課程表の編成に関する事項
- (5) 教育課程等の評価、改善及び自己点検に関する事項
- (6) 学務に関する事項
- (7) 学生生活に関する事項
- (8) その他博士後期課程に関し必要な事項

(構成)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる者をもって構成する。

- (1) 研究指導委員長
- (2) 博士後期課程の研究指導担当教員 5人
- (3) その他研究科長が必要と認める者

2 前項各号の委員は、研究科長が指名する。

(任期)

第4条 前条第1項第2号及び第1号の委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 欠員を生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(研究指導委員長)

第5条 研究指導委員長は、必要に応じて委員会を招集し、その議長となる。

2 委員長の任期は2年とし、再任できないものとする。ただし、当該任期が1年未満のときは、この限りでない。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員の過半数の出席がなければ、議事を開くことができない。

2 委員会の議事は、出席した委員の過半数を持って決し、可否同数の場合は、議長の決するところによる。

(会議の特例)

第7条 前条の規定にかかわらず、議長が、定例的若しくは軽易な事項又は緊急その他やむを得ない事由であると認める場合で、書面又は電子メールにより会議を開催する必要があると認めるときは、議事を開き、議決をすることができる。

2 前項本文の議事については、前条第2項の規定を準用する。この場合において「出席した委員」とあるのは当該議事に参加したものとする。

3 第1項の場合において、議長は、当該議事の結果について委員が出席して開催される次の会議において報告しなければならない。

(委員以外の者の出席)

第8条 委員長が必要と認めるときは、委員以外の者を委員会に出席させ、意見を聴くことができる。

2 第2条第1号に規定する学位授与に関する事項を審議する場合は、大分大学学位規程（平成16年規程第71号）第6条第1項に規定する学位論文審査委員会の委員長を委員会に出席させ、当該委員会の審議内容の報告及び意見を聴くことができる。

（事務）

第9条 委員会の事務は、理工学部事務部において処理する。

（雑則）

第10条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

附 則

1 この規程は、平成16年4月1日から施行する。

2 委員会は、第3条第1項の規定にかかわらず、当分の間、次の専攻等から選出された各1名の博士後期課程研究指導担当教員で組織し、最初の委員の任期は、第4条第1項の規定にかかわらず、生産システム工学専攻機械コース、電気電子工学専攻電子コース、応用化学専攻及び建設工学専攻から選出された委員については平成17年3月31日までとし、生産システム工学専攻エネルギーコース、電気電子工学専攻電気コース、知能情報システム工学専攻、福祉環境工学専攻機器コースについては平成18年3月31日までとする。

附 則（平成18年工学部規程第3号）

1 この規程は、平成18年4月12日から施行する。

2 この規程施行の際、現に在職中の委員長の任期は、第4条第3項の規定にかかわらず、平成20年3月31日までとする。

附 則（平成19年工学研究科規程第3号）

この規程は、平成19年5月9日から施行し、この規程による改正後の大分大学大学院工学研究科博士後期課程研究指導委員会規程の規定は、同年4月1日から適用する。

附 則（平成22年工学研究科規程第1号）

この規程は、平成22年10月6日から施行し、この規程による改正後の大分大学大学院工学研究科博士後期課程研究指導委員会規程の規定は、同年7月1日から適用する。

附 則（平成24年工学研究科規程第4号）

この規程は、平成24年11月7日から施行し、この規程による改正後の大分大学大学院工学研究科博士後期課程研究指導委員会規程の規定は、同年10月1日から適用する。

附 則（平成26年工学研究科規程第2号）

この規程は、平成26年6月4日から施行する。

附 則（平成29年工学研究科規程第2号）

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（平成29年工学研究科規程第3号）

この規程は、平成29年10月2日から施行する。

附 則（令和3年工学研究科規程第1号）

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和5年工学研究科規程第2号）

この規程は、令和５年５月１０日から施行し、この規程による改正後の大分大学大学院工学研究科博士後期課程研究指導委員会規程は、同年４月１日から適用する。

附 則（令和５年工学研究科規程第３号）
この規程は、令和５年６月１４日から施行する。